

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第108号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について . . . 1

(2) 議案第110号 工事請負契約の変更について . . . 3

2 所管事項

(1) 平成28年版成果レポート(案)について . . . 5

(2) 伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しについて . . . 33

(3) 県管理道路の整備と交通安全事業について . . . 35

(4) 海岸堤防の整備について . . . 41

(5) 審議会等の審議状況について . . . 45

平成28年6月22日

県 土 整 備 部

【議案第108号】

三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことから、規定を整理するものです。

2 改正内容

改 正 案	現 行
<p>(制限の緩和)</p> <p>第十七条の二 劇場等のその用途に供する部分のある階のうち、当該階が令第二百二十九条第二項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第一項の階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十三条から第十四条の三までに規定する制限を緩和することができる。</p> <p>2 劇場等のうち、令第二百二十九条の二第一項に規定する全館避難安全性能確認建築物については、第十三条から第十六条までに規定する制限を緩和することができる。</p>	<p>(制限の緩和)</p> <p>第十七条の二 劇場等のその用途に供する部分のある階のうち、当該階が令第二百二十九条の二第二項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第一項の階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十三条から第十四条の三までに規定する制限を緩和することができる。</p> <p>2 劇場等で、当該劇場等が令第二百二十九条の二の二第二項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第一項の全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十三条から第十六条までに規定する制限を緩和することができる。</p>

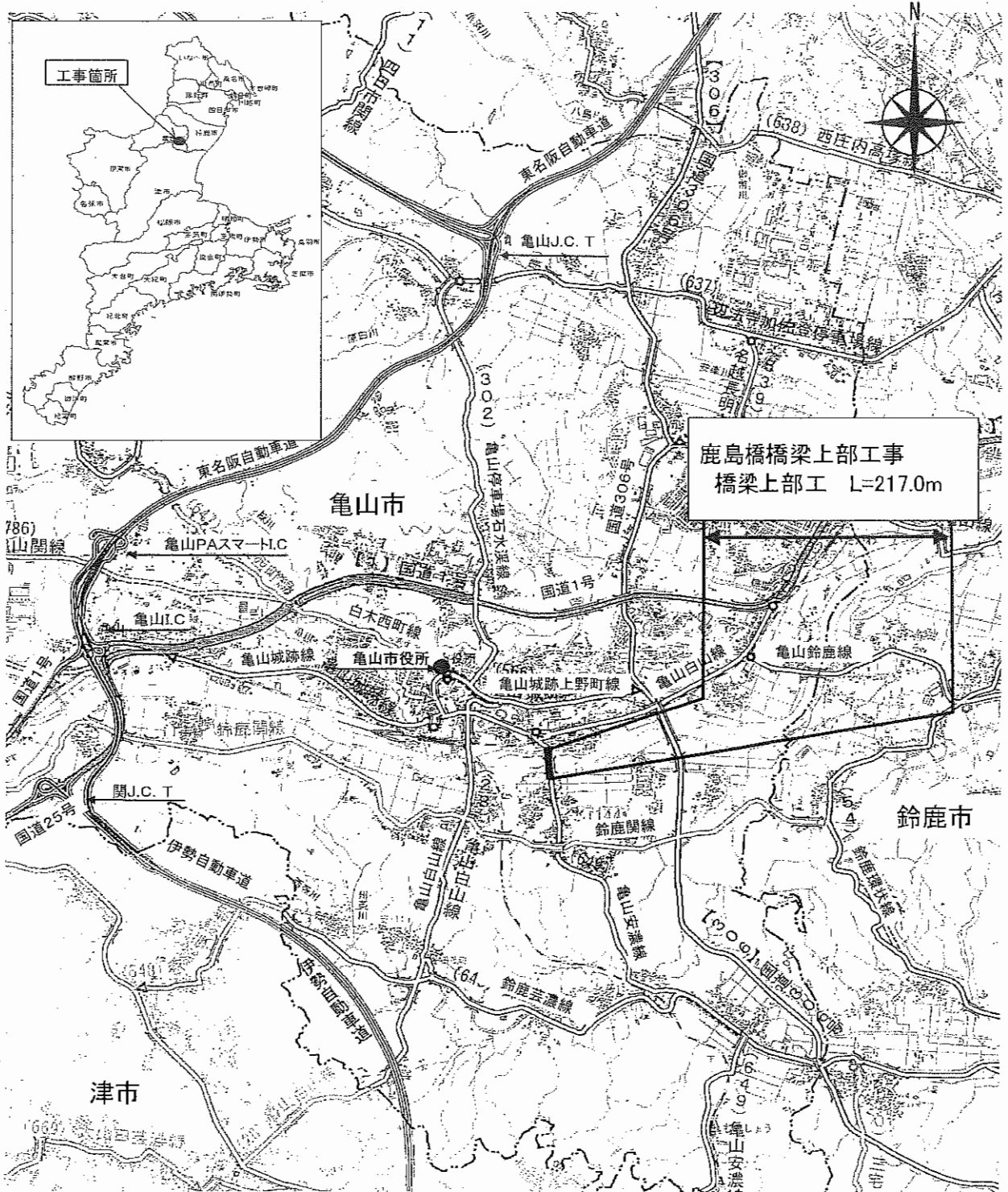
3 条例の施行期日

公布の日

議案番号 第110号 工事請負契約の変更について	
工事名	一般県道亀山安濃線道路改良（鹿島橋橋梁上部）工事
施工場所	亀山市阿野田町地内
契約金額	変更前 562,528,800円（消費税等含む） 変更後 568,788,480円（消費税等含む）
請負者 住所氏名	津市栄町二丁目304番地 株式会社日本ピーエス 三重営業所 所長 菊山 耕二
契約工期	平成26年12月19日 ～ 平成28年7月20日
<u>工事内容</u> 施工延長 L=217.0m 幅員 W=6.0(10.5)m 橋梁上部工（6径間連結PCコンボ桁橋） N=1橋 桁架設工 N=24本 PC板設置工 N=621枚 床版工 V=435m ³	<u>変更理由</u> 契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第 110 号】

位置図



平成28年版成果レポート（案）

県土整備部主担当部分抜粋

みえ県民カビジョン	
第一次行動計画（H24～H27）	第二次行動計画（H28～H31）
（施策112） 治山・治水・海岸保全の推進	（施策113） 治山・治水・海岸保全の推進
（施策351） 道路網・港湾整備の推進	（施策351） 道路網・港湾整備の推進
（選択・集中プログラム） 緊急課題解決2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	
（施策353） 快適な住まいまちづくり	（施策353） 安全で快適な住まいまちづくり
（行政運営8） 公共事業推進の支援	（行政運営7） 公共事業推進の支援

○第一次行動計画 施策等についての総括 (4年間の取組をふまえた成果と課題)

施策112 治山・治水・海岸保全の推進 (県土整備部)

土砂災害、洪水、高潮、地震、津波などから県民の皆さんの生命・財産を守るため、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や適切な維持管理に取り組んだ結果、自然災害への対策が講じられている人家数が4,500戸増加し237,700戸となり、平成27年度目標値を達成しました。

今後も引き続き、県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や適切な維持管理を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定や河川の浸水想定区域図の作成等、住民の的確な避難に資するソフト対策を進める必要があります。

施策351 道路網・港湾整備の推進 (県土整備部)

県民の皆さんの安全・安心の向上や経済活動等を支える基盤整備として、高規格幹線道路*、直轄国道やこれらにアクセスする県管理道路等の整備を進めるとともに、道路、港湾施設の機能確保・充実を図りました。紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の全線開通や国道バイパスの一部開通等により、高規格幹線道路や国直轄道路、県管理道路の新規供用延長についての平成27年度目標値を達成しました。

一方、都市部等で発生する渋滞や高規格幹線道路等におけるミッシングリンクの存在、施設の老朽化への対応などの課題が未だ残っていることから、引き続き道路網等の整備とともに、道路・港湾施設の適切な維持管理を進める必要があります。

緊急課題解決2 命と地域を支える道づくりプロジェクト (県土整備部)

自然災害から地域の安全・安心を支えるとともに、産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要に対応するため、幹線道路等の整備を進めました。災害の影響により、平成27年度目標値をわずかに達成できなかったものの、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路、第二伊勢道路等の全線開通、北勢・中勢バイパスや四日市湯の山道路等の部分開通により、災害時の代替路確保や地域間の交流・連携の促進、沿線における企業立地や民間投資などの効果が現れています。また、近畿自動車道紀勢線では3年連続新規事業化されるなど、紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け前進しました。

今後も、まちづくりなどの地域の計画や民間企業の投資計画にあわせた道路整備等を進める必要があります。

施策353 快適な住まいまちづくり (県土整備部)

快適な住まいまちづくりの実現に向け、鉄道と道路の立体交差化等の都市基盤の整備、安全・安心で豊かな住環境の整備、地域の個性を生かした景観形成、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、集約型都市構造*の形成につながる土地利用の促進に取り組み、特に県内2か所での立体交差化事業により都市交通の円滑化が進みました。また、都市計画区域の再編等に取り組んだ結果、コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数は10区域となり、平成27年度目標値を達成しました。

引き続き、これらの取組を進めるとともに、市町による立地適正化計画*の策定に対する支援等を行い、安全で快適な住まいまちづくりにつながる取組を進める必要があります。

行政運営8 公共事業推進の支援 (県土整備部)

県民の皆さんの公共事業への信頼感の向上をめざして、公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組とともに、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組みました。

また、事務の効率化、円滑化に向けて、CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)について、各システムの安定運用のため、システムの見直し、構築に取り組みました。

これらの取組により、公共事業の信頼度が97.9%に上昇し、平成27年度目標値を達成しました。

引き続き、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業が適正かつ着実に推進できるよう支援する必要があります。

施策112

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成27年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着手に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成27年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
自然災害への対策が講じられている人家数	233,200戸	234,300戸 234,200戸	235,000戸 235,000戸	236,100戸 236,700戸	237,100戸 237,700戸	1.00
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	463.4km	463.6km 463.6km	463.9km 463.9km	464.1km 464.1km	464.3km 464.3km	1.00

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940戸	18,040戸	18,200戸	18,260戸	1.00
		17,843戸	17,964戸	18,100戸	18,241戸	18,284戸	
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	288.0km	288.4km	1.00
		284.2km	285.6km	287.7km	291.2km	292.9km	
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集落数		1,521 集落	1,537 集落	1,554 集落	1,571 集落	1.00
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落	1,554 集落	1,571 集落	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	31,143	46,681	40,525	37,541	29,282
概算人件費		2,651	2,749	2,718	2,668
(配置人員)		(294人)	(299人)	(306人)	(306人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の復旧（原形復旧）については、平成26年度末に全ての箇所が完成し、改良復旧事業についても、平成27年度末に完成しました。また、平成27年の台風等により被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ②風水害・土砂災害からの被害を軽減するため、河川・海岸・砂防施設の整備を進めました。整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続き施設整備を推進することが必要です。川上ダムについては、国に対して早期完成を要望しました。引き続き国等に働きかける必要があります。また、鳥羽河内ダム建設事業を着実に推進するため用地取得を進める必要があります。河川の水位低下対策として、事業効果が早期に発現する河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を、関係市町と共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業の推進が必要です。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所183か所のうち62か所で補強対策を進めました。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。引き続き、河川・海岸堤防において脆弱箇所等の補強・補修対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策の推進が必要です。また、海岸堤防については、これまで進めてきた整備に加え、津波に対して粘り強い構造とするための対策を進める必要があります。
- ④河川の大型水門やダム等について、予防保全に取り組み、安定的な機能確保を図るために必要な修

繕・更新を進めました。今後も継続して取り組んでいくことが必要です。

- ⑤市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援するため、水位・雨量等の情報について確実な情報提供に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めました。引き続きソフト対策の推進が必要です。特に土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査の平成 31 年度完了に向けた取組が必要です。また、平成 27 年 5 月の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図を早期に作成する必要があります。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の老朽化が進んでおり、機能診断・耐震診断調査の結果、対策が必要な施設について整備等を実施しました。機能診断・耐震診断調査が未了の施設については、引き続き早急に調査を進め、計画的な対策を実施して、施設の安全性を確保していく必要があります。また、平成 26 年に被災した施設の早期復旧に取り組みました。引き続き、平成 27 年の台風等により被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑦山地災害を防止するため、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しました。平成 27 年の台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。
- ⑧高潮・地震・津波などの自然災害に備えるため、農地・漁港海岸保全施設の整備（老朽化対策、耐震対策など）を進めました。引き続き、施設の計画的な整備を推進し、自然災害に対する安全性の確保に取り組む必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 113：治山・治水・海岸保全の推進

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
自然災害への対策が講じられている人家数	237,700 戸	238,900 戸	242,300 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
28 年度目標値の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 28 年度の目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
11301 洪水対策の推進（県土整備部）	浸水想定区域図作成河川数	—	5 河川	20 河川	浸水想定区域図を作成した河川数
11302 土砂災害対策の推進（県土整備部）	基礎調査実施箇所数	7,520 か所	9,220 か所	16,208 か所	土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施箇所数
11303 高潮・地震・津波対策の推進（県土整備部）	堤防耐震化延長	33.6km	34.1km	35.6km	伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長
11304 山地災害対策の推進（農林水産部）	山地災害危険地区整備着手地区数	2,089 地区	2,112 地区	2,179 地区	治山施設整備に着手した山地災害危険地区数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	28,324	32,810			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【県土整備部 次長 満仲 朗夫 電話 059-224-2651】

- ①洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。また、川上ダムの早期完成を引き続き国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組みます。特に、河川の浸水想定区域図の作成を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進め、平成31年度の完了を目指します。
- ②河川堆積土砂撤去については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で対応し、経年的な堆積土砂には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応します。これらの対応に加え、砂利採取制度も活用しながら粘り強く対応します。また、土砂発生を抑制する有効な方策について、関係部局と積極的に意見交換を行い、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③地震・津波による被害軽減のため、河川堤防について空洞やひび割れのある脆弱箇所等の補修を進めます。また、国直轄事業を引き続き促進するとともに、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めます。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めます。
- ④河川の大型水門やダム等において、定期点検など施設の状態把握に努め、その結果に基づく適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤平成27年の台風等により被災した施設の着実な復旧や、再度災害の防止対策を進めます。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、高潮・地震・津波などに対する安全性の確保を図るため、老朽化が進んでいる施設の整備を計画的に進めます。
- ⑦平成27年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

平成27年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成し、県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援することができたものの、目標値を達成していない活動指標があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	0.3km	15.3km 21.3km	60.6km 72.5km	80.9km 99.7km	94.9km 109.6km	1.00
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
35101 道路ネットワークの形成(県土整備部)	県内の幹線道路の新規供用延長	—	10.3km 10.3km	40.6km 42.4km	52.9km 52.9km	59.9km 53.9km	0.90

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		35102 適切な道路の維持管理 (県土整備部)	舗装の維持管理 指数		5.0以上	5.0以上	5.0以上
		5.3	5.3	5.3	5.1	5.1	
35103 四日市港の機能充実 (雇用経済部)	四日市港における外資コンテナ貨物の取扱量		20万TEU	22万TEU	24万TEU	26万TEU	0.66
		17万TEU*	18.3万 TEU	19.4万 TEU	17.9万 TEU	17.2万 TEU	
35104 県管理港湾の機能充実 (県土整備部)	県管理港湾の入港船舶総トン数		1,503万 トン (23年度)	1,503万 トン (24年度)	1,503万 トン (25年度)	1,503万 トン (26年度)	0.95
		1,503万 トン (22年度)	1,475万 トン (23年度)	1,475万 トン (24年度)	1,400万 トン (25年度)	1,423万 トン (26年度)	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	45,368	51,826	47,075	44,566	46,019
概算人件費		3,354	3,356	3,287	3,200
(配置人員)		(372人)	(365人)	(370人)	(367人)

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

①県内外との交流・連携を促進するとともに大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。新名神高速道路および東海環状自動車道については、平成27年度に一部開通をめざしていたものの、台風にともなう大雨により法面の土砂崩れが発生し対策が必要となったため、開通予定年度が平成28年度に見直されました。近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手、熊野道路では平成28年1月に幅杭設置に向けた説明会が開催されるなど、進捗が図られました。直轄国道については、国道258号の柚井交差点から香取南交差点間の4車線化が完了したことにより、県内における国道258号の4車線化が完了しました。また、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の河川内工事や北勢バイパスのトンネル工事に着手しました。

高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、国直轄国道の開通箇所付近の慢性的な渋滞、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、さらなる整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける必要があります。

地域から高速道路ネットワークへのアクセス向上、自然災害に対する備え等を図るため、県管理道路の整備を推進しました。平成27年度は国道260号木谷工区的全線や国道368号大内拡幅の一部、県道一志美杉線（矢頭峠）等が開通しました。また、地域ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備や現道拡幅などの抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた計画的な整備を推進しました。さらに、通学児童等のさらなる安全確保に向け、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策を推進しました。

高規格幹線道路や直轄国道開通に合わせた県管理道路の完成や、平成33年の「三重とこわか国体」

開催に向けた道路整備開始のタイムリミットが迫っており、引き続き計画的な県管理道路の整備を進める必要があります。加えて、伊勢二見鳥羽ラインの無料化および県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放に向けた取組を進める必要があります。

また、現在進められている多くの幹線道路の整備により、北・中勢地域において、強固な南北軸が形成されるものの、東西軸が脆弱であることや、高速道路の相互の補完性が十分でないことなどの課題が残ることから、早期に新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。

②通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、計画的な修繕・更新を実施し、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確立を図りました。県内の道路利用者が安全かつ安心に通行するためには、すべての道路管理者が連携してメンテナンスサイクルを継続的かつ確実に回していく必要があります。こうしたなか、技術・人材（体制）等の課題を抱える市町もあることから、すべての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」により、道路管理者間の意見調整・情報共有や市町職員への技術支援を行いました。また、「伊勢志摩サミット」開催に向けた周辺環境整備を推進しました。さらに、県民の不安払拭と理解促進、維持管理の確実性と効率化を図るため、「維持管理の見える化」に取り組みました。

③四日市港については、港湾施設等の整備を促進するとともに、四日市港の利用拡大に向け、利用促進協議会による四日市港セミナーや説明会等ポートセールスを各地で行いました。

引き続き、四日市港の整備を通じて、背後圏産業の国際競争力を物流面から強化していく必要があります。

④県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急輸送を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めました。

引き続き、老朽化した施設を早期に補修するとともに、大規模地震発生時の復旧・復興活動に重要な役割を担う耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路*の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策325：戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

施策351：道路網・港湾整備の推進

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	自然災害による影響で、供用延長の目標値を達成できなかったものの、地域の安全・安心や、地域間の交流・連携を支える幹線道路等の整備が進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
命と地域を支える道の供用延長	74.6km	86.8km	129.7km	141.7km	147.8km	0.96
		86.8km	128.0km	142.6km	142.6km	
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や主要な直轄国道、地域高規格道路*、アクセス道路の供用延長					

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長		55.5km	86.8km	88.6km	88.6km	1.00
		43.3km	55.5km	87.3km	89.1km	89.1km	
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長		31.3km	42.9km	53.1km	59.2km	0.90
		31.3km	31.3km	40.7km	53.5km	53.5km	

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	19,618	17,288	12,921	11,776

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消および災害時の緊急輸送や代替ルートの確保を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、四日市湯の山道路等の県管理道路の整備を推進しました。
新名神高速道路（四日市 JCT～新四日市 JCT）および東海環状自動車道（新四日市 JCT～東員 IC）については、平成 27 年度開通をめざしていたものの、平成 27 年 9 月の台風にもともなう大雨により法面の土砂崩れが発生し対策が必要となったため、開通年度が平成 28 年度に見直されました。
北勢バイパスについては、四日市市山之一色町の市道日永八郷線から国道 477 号バイパスまでの間のトンネル工事に着手しました。
中勢バイパスについては、全線において工事が進められており、鈴鹿市御園町から津市河芸町三行間の平成 30 年度開通を予定しています。
国道 1 号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）については、河川内の工事に着手しました。
四日市湯の山道路については、平成 30 年度の新名神高速道路の三重県区間全線開通と合わせた開通をめざし、国補正予算を活用しながら工事を進めました。
- ②北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向け、市町と連携したシンポジウムの開催や提言活動の実施により、国などに必要性を訴えかけました。
鈴鹿亀山道路については、民間団体と協力して平成 27 年 7 月にシンポジウムを開催するなど、地域と一体となって整備機運の盛り上げを図りました。また、平成 27 年 9 月に概略計画の決定、平成 28 年 3 月に環境影響評価法に基づく方法書手続きの完了など、都市計画決定に向けた調査・検討を進めました。
名神名阪連絡道路については、平成 27 年 11 月開催の「名阪国道開通 50 周年式典」において名神名阪連絡道路の必要性を発信し、平成 28 年 1 月に東京で「名神名阪連絡道路建設促進大会」を開催するなど、地域と一体となって整備機運の盛り上げを図りました。
- ③近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）では工事が本格的に進められ、新宮紀宝道路では設計・調査に着手し、熊野道路では平成 28 年 1 月に幅杭設置に向けた説明会が行われるなど進捗が図られました。未事業化区間については、平成 27 年 11 月に御浜町で防災シンポジウムを開催し、早期事業化の必要性を発信するとともに、提言活動などにより国等に早期事業化を強く訴えかけました。
- ④平成 33 年の「三重とこわか国体」開催に向けて、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るための道路整備が求められていることから、高規格幹線道路、直轄国道のうち、現在、開催までの開通見通しが公表されている路線については確実な完成を、未公表路線については開催までの開通見通しの公表と確実な完成を国などに強く働きかけるとともに、県管理道路の整備を推進しました。
- ⑤依然として、県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測される中、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策 351：道路網・港湾整備の推進

施策 3 5 1

道路網・港湾整備の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

平成 31 年度末での到達目標

幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備を進めるとともに、道路・港湾施設の適切な維持管理を推進することで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進み、地域の経済活動が活性化しています。

県民指標				
目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	6.1km	76.8km	県内の高規格幹線道路*、直轄国道や県管理道路の新規に供用した延長
28 年度目標値の考え方	国道 42 号松阪多気バイパス、国道 260 号南島バイパスの一部等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	31 年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進（県土整備部）	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	—	0.8km	34.3km	県内の高規格幹線道路および直轄国道の新規に供用した延長
35102 県管理道路の整備推進（県土整備部）	県管理道路の新規供用延長	—	5.3km	42.5km	県管理道路の新規に供用した延長
35103 適切な道路の維持管理（県土整備部）	舗装の維持管理指数	5.1	5.0 以上	5.0 以上	県管理道路における舗装の状態を示す指数の平均値（5.0 以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値）
35104 県管理港湾の機能充実（県土整備部）	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	168m	192m	240m	県管理港湾において、更新・大規模修繕を実施する岸壁の延長

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	41,369	46,886			
概算人件費					
(配置人員)					

平成 28 年度の取組方向

【県土整備部 次長 鈴木 学 電話：059-224-2651】

- ①大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の成長を支える基盤として、さらに平成 33 年の「三重とこわか国体」(以下「国体」という。)開催に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)および松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線や北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。
- ②県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な整備に努めます。とりわけ、国体開催に向けた道路の整備、自然災害に対する備えとしての道路整備を実施します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。さらに、「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保に向けた点検・対策・効果の把握・改善のP.D.C.Aサイクルを確実に実施するなど、既存道路における歩行空間の整備等を推進します。加えて、平成 29 年 4 月 1 日に伊勢二見鳥羽ラインの無料化および県営サンアリーナ前の仮設インターを常時開放するため、必要な手続きを関係機関と調整しながら進めます。
- ③通行時の安全性・快適性を継続的に確保していくため、計画的な修繕・更新を実施し、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図ります。また、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」により、道路インフラの予防保全・維持管理体制を強化します。なお、「維持管理の見える化」については、施設情報とメンテナンス情報を閲覧できる仕組みの構築に向けた検討を進めます。加えて、「伊勢志摩サミット」開催に向け、関係機関と連携・協議のうえ、必要な対策を実施します。
- ④県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、津松阪港(大口地区)および宇治山田港において老朽化対策を進めます。また、大規模地震発生時に耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路*の機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁(江ノ浦大橋)の耐震対策を進めます。

*「○」のついた項目は、平成 28 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成し、鉄道と道路との立体交差化に係る活動指標等の目標値を達成したことにより、快適なまちづくりが進展したものの、目標値を達成していない活動指標があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	1区域	3区域 5区域	6区域 8区域	9区域 9区域	9区域 10区域	1.00
目標項目の説明	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
35301 快適なまちづくりの推進（県土整備部）	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	63.9%	73.9% 77.3%	85.1% 85.0%	92.1% 91.7%	100% 100%	1.00

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（健康福祉部）	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	2,170 施設	2,317 施設	2,485 施設	2,660 施設
35303 快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	25.7%	26.2%	26.8%	27.4%	28.0%	0.80
35304 適法な建築物の確保（県土整備部）	特殊建築物等の維持保全適合率	50.1%	55.0%	56.5%	58.0%	59.5%	
35305 参画と協働による景観まちづくりの推進（県土整備部）	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計）	30件	31件	32件	33件	34件	1.00
						35件	

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,093	4,121	4,095	3,232	3,354
概算人件費		1,019	1,039	1,057	1,011
（配置人員）		（113人）	（113人）	（119人）	（116人）

平成27年度の取組概要と成果、残された課題

- ①集約型都市構造の形成に向け、都市計画制度による土地利用の規制や誘導に取り組むとともに、地震津波等大規模災害に対応したまちづくりに向け、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（仮称）」の策定を進めたほか、今後の都市計画の方向を示す「三重県都市計画基本方針」の策定に着手しました。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、都市基盤の整備を進めました。特に、松阪公園大口線および近鉄名古屋線川原町駅付近の2か所で鉄道と道路の立体交差化に係る工事が完成し、都市交通の円滑化が進みました。引き続き、人口減少・超高齢社会や大規模災害に対応するまちづくりを進めていく必要があります。
- ②商業施設等のバリアフリー化を進めるために、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等について、事業者や施設整備を担う人々、県民の方々への普及啓発に取り組むとともに、条例の整備基準に適合する商業施設等のうち、申請のあったものに対して適合証を交付しました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援しました（近鉄伊勢若松駅、JR松阪駅）。ここ数年、民間における新規の施設整備が伸び悩んでいる傾向にありますが、引き続き、条例に基づく整備基準や適合証の普及啓発を図る必要があります。
- ③県の住宅政策における基本方針と施策を示す「三重県住生活基本計画」*に基づく取組を進めま

した。とりわけ、長期優良住宅*の認定および制度の普及促進に取り組むとともに、住宅セーフティネットの充実のため、県営住宅の供給、住宅確保要配慮者への支援等に取り組みました。さらに、県外からの移住促進のため創設した空き家リノベーション支援事業を実施し、5市町9件の移住実績につなげました。平成28年度は住生活基本計画の見直しに取り組むとともに、引き続き、長期優良住宅制度の普及や住宅セーフティネットの充実を一層進める必要があります。また、住宅ストックの有効活用に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

- ④安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法に基づき、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査を行うとともに、消防部局等と連携して防災査察等を実施し、維持保全適合率の向上に取り組みました。また、新築等の建築物に対する中間検査および完了検査の検査率向上に取り組むとともに、違反建築物に対する是正指導を実施しました。引き続き、関係機関と連携して、維持保全適合率の向上を図るとともに、中間検査および完了検査を適切に行うことで工事監理の適正実施を確認する必要があります。
- ⑤「熊野川流域景観計画」の運用を開始し、世界遺産を有する地域にふさわしい景観形成に向けて取り組みました。良好な景観づくりに向けて「三重県景観計画」に基づく周辺景観と調和した建築物等への誘導や景観特性に配慮した公共事業の推進、景観づくりに取り組む市町への支援、良好な屋外広告物の設置に向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

【第二次行動計画の関連する施策】

施策132：支え合いの福祉社会づくり

施策353：安全で快適な住まいまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*の形成（コンパクトなまちづくり）が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

平成31年度末での到達目標

これまで進めてきた安全で快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全・安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、立地適正化計画*の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標				
目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数（累計）	—	1件	3件	住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）に位置づけられた、誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等に着手した件数
28年度目標値の考え方	市町による立地適正化計画に位置づけられる事業について、今後の進捗の見込みを勘案して目標値を設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
35301 安全で快適なまちづくりの推進（県土整備部）	緊急輸送道路*となっている街路で無電柱化された箇所数（累計）	12か所	12か所	15か所	県が整備する緊急輸送道路となっている街路において、電線類を地中化し、電柱を無くすことができた箇所数
35302 安全で快適な住まいづくりの推進（県土整備部）	県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	42.9%	52.9%	100%	県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」*に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
35303 適法な建築物の確保 (県土整備部)	防火設備等が適正に維持保全されている建築物の割合	64.6%	70.8%	82.8%	不特定多数の者が利用する大規模な既存建築物において、火災等に対して防火設備や避難施設等が適正に維持保全されている建築物の割合
35304 参画と協働による景観まちづくりの推進(県土整備部)	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	15件	15件	18件	地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりの指針となる景観計画等の件数および屋外広告物の許可指導権限を市町に移譲した件数

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,309	4,681			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【県土整備部 次長 渡辺 克己 電話：059-224-2651】

- ①人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの形成に向け、「三重県都市計画基本方針」を策定するとともに、市町による立地適正化計画の策定や実施に対する支援を行うほか、都市計画見直しの基礎となる都市計画基礎調査に着手します。また、緊急輸送道路となっている街路の整備、電線類の地中化や都市交通の円滑化に資する施設の整備等、都市基盤の計画的な整備を進めます。
- ②本県にふさわしい豊かな住生活の構築をめざすとともに、地域における多様な住居ニーズに対応するため、県の住宅政策における基本方針と施策を示す「三重県住生活基本計画」*の見直しを行います。また、引き続き、耐久性・省エネ性等を備えた長期優良住宅*の普及促進を図るとともに、長寿命化の観点から県営住宅の予防保全による適切な維持管理を継続的に実施し、予防保全の重要性や県が実施した長寿命化工事の内容について県全体への波及を図ります。さらに、高齢者をはじめとする住宅の確保に特に配慮を要する方々の円滑入居のための支援体制の充実に努めます。
- ③ 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物について適正な維持保全の指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。
- ④ 市町の景観づくりに向けた取組の支援、良好な屋外広告物の設置に向けた取組、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進など、地域の個性豊かな魅力ある景観を生かしたまちづくりの取組を進めます。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	公共事業評価システムを適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値を達成したものの、「新三重県建設産業活性化プラン(仮称)」の策定状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
公共事業への信頼度	94.6%	95.0%	95.5%	96.2%	96.3%	1.00
		97.3%	97.5%	97.5%	97.9%	
目標項目の説明	公共事業評価制度*において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
40801 公共事業の適正な執行・管理 (県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度	97.1%	97.2%	97.3%	97.4%	97.5%	1.00
			97.2%	97.3%	97.4%	97.6%	
40802 公共事業を推進するための体制づくり (県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度	92.1%	92.8%	93.6%	95.0%	95.0%	1.00
			97.3%	97.7%	97.5%	98.2%	

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,333	3,130	4,647	4,713	5,285
概算人件費		1,614	1,646	1,599	1,526
(配置人員)		(179 人)	(179 人)	(180 人)	(175 人)

平成 27 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて、建設業界と県が役割を分担して取り組む「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、「地域人づくり事業」を活用した新規入職者の確保、育成等の取組や、優秀な工事成績を残した企業および技術者を表彰する取組を進めていますが、建設業における若年者の減少はさらに進行するなど、今なお厳しい状況にあります。
そこで、「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」の平成 27 年度策定に向け、有識者や建設業界と検討を重ねてきました。しかし、建設企業の視点で課題をとらえ、建設企業が活性化を実感できるものとするため、有識者や建設業界とさらに議論が必要であると判断し、新プランの策定期間を平成 28 年度としました。
- ②平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「改正品確法」という。）に基づき、発注者の責務とされた市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定や発注・施工時期の平準化、適切な設計変更等に取り組んでいます。特に、適切な設計変更については、平成 26 年度に「三重県設計変更ガイドライン（案）」を策定し、平成 27 年度から運用しています。
引き続き、改正品確法の運用指針に基づき、担い手の育成・確保のための取組等を進めていく必要があります。
- ③公共事業の効率性および実施過程の透明性の確保と向上を図るため、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」において事中評価および事後評価を行い、事業の妥当性を確認しています。
引き続き社会情勢の変化等に対応した適正な評価を実施していく必要があります。
また、事業執行にあたっては、入札および契約制度の適正化を図るため、外部委員で構成される「三重県入札等監視委員会」で調査・審議を行いました。
平成 27 年 10 月から社会保険の加入を一次下請まで拡大するなど入札契約制度の改善に取り組みました。引き続き、入札契約事務の公正性・公平性を確保し、適正に実施されるよう入札契約制度の改善に努める必要があります。
- ④入札事務手続きの公平性・透明性を確保し、効率化を進めるため、電子調達システムと公共工事進行管理システムについて、適正に改善を行いながら運用を行っています。これらのシステムについては、受注者の事務軽減のための改善に取り組む必要があります。

【第二次行動計画の関連する取組】

行政運営 7：公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 31 年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することで、公共事業の公正性・透明性が確保され、早期かつ適切な時期に県民の皆さんに公共事業の成果が届いています。

県民指標				
目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
	現状値	目標値	目標値	
公共事業予算 上半期発注率	60.1%	65.0%	65.0%	公共事業の成果の早期発現に向けた県土整備部所管の公共事業予算における上半期での発注額の割合
28年度目標値 の考え方	県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、これまでの上半期発注率を勘案して設定しました。			

活動指標					
基本事業	目標項目	27年度	28年度	31年度	目標項目の説明
		現状値	目標値	目標値	
40701 公共事業 の適正な執行・ 管理（県土整備 部）	三重県公共事 業評価審査委 員会の審査に おける適正率	100%	100%	100%	公共事業評価制度*におい て、外部委員で構成される「三 重県公共事業評価審査委員 会」で当該年度に審査を受け 適正とされた割合
40702 公共事業 を推進するた めの体制づくり （県土整備部）	三重県入札等 監視委員会に よる調査審議 結果に基づく 改善率	100%	100%	100%	入札および契約の適正化を図 るために外部委員で構成され る「三重県入札等監視委員会」 による入札および契約の調査 審議の結果、改善事項がある と意見がなされた際、これを 受けて入札契約制度を改善し た割合

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	5,285	5,465			
概算人件費					
(配置人員)					

平成28年度の取組方向

【県土整備部 副部長 永納 栄一 電話：059-224-2651】

- ①「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」を策定し、建設業界と県が役割を分担して取り組みます。
- ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の運用指針に基づき、担い手の育成・確保のための取組等を進めます。
- ③公共事業評価については、公共事業を取り巻く環境の変化に対応し、適正な評価に努めます。
また、入札契約事務については、「三重県入札等監視委員会」の確認を受けるなど、公正性・公平性を確保し、適正な実施に向けて改善に取り組みます。
- ④電子調達システムと公共工事進行管理システムについては、安定的な運用を図るため、適切なシステムの更新作業に取り組みます。

*「○」のついた項目は、平成28年度に特に注力するポイントを示しています。

伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しについて

1 経緯

平成 27 年 7 月、地元 3 市（伊勢市、鳥羽市、志摩市）から伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しと県営サンアリーナ前仮設インターの常時開放について要望がありました。県は、3 市や道路公社と協議会を設置して要望について検討し、次の内容で合意しました。

(1) 伊勢二見鳥羽ラインの無料化を平成 29 年 4 月 1 日に前倒しするとともに、県営サンアリーナ前の仮設インターを常時開放する。

(2) 無料化前倒しに必要な費用約 9.6 億円は、県と 3 市が 2 分の 1 ずつ負担する（県負担約 4.8 億円、3 市負担 4.8 億円）。

この合意を受け、県と道路公社は、料金徴収期間を平成 29 年 3 月末へ変更する事業計画について国土交通省と事前調整をしています。

2 今後の予定

平成 29 年 4 月に伊勢二見鳥羽ラインを無料化するため、今後の定例会議に道路公社の事業計画に関連する議案を提出します。

その議決を受け、道路公社は国土交通省へ無料化に必要な申請を行います。

また、道路公社は、伊勢二見鳥羽ラインの無料化により、道路公社の業務を完了して解散します（地方道路公社法第 34 条第 1 項）。

このため、事業計画に関連する議案とあわせて、道路公社の解散に関連する議案の提出を検討します。

無料化に向けた必要額（※1） 約 23.5 億円	道路公社の資金 約 7.7 億円
	4 車線化にかかる維持管理費（※2） （県：約 6.2 億円）
	無料化前倒し費用 （約 9.6 億円：県負担約 4.8 億円、3 市負担 4.8 億円）

※1 無料化に向けた必要額は、伊勢二見鳥羽ラインの未償還金と無料化に伴い清算が必要となる道路公社の債務を合わせた額

※2 4 車線化にかかる維持管理費は、世界祝祭博覧会の開催にあわせて拡幅した 2 車線部分の維持管理費

県管理道路の整備と交通安全事業について

1 県管理道路の整備

(1) 道路整備方針

県民等の安全性や利便性の向上を目的に、次の4つの方針に基づき県管理道路の整備を推進しています。

① 高規格幹線道路へのアクセスの改善

地域高規格道路等の整備を推進し、道路ネットワークの充実を図ります。

② 緊急・災害時の復旧・復興に資する道路整備

大規模災害発生時に、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため緊急輸送道路の整備を推進します。

また、災害時にも道路ネットワークを確保し、地域の孤立を防止するため、橋梁の耐震対策や道路法面の防災対策を推進します。

③ 交通円滑化を図る渋滞対策

道路交通の円滑化を図るため、渋滞箇所における4車線化やバイパス整備等の渋滞対策を推進します。

④ 安全・安心・快適な道路環境を確保する道路整備

すれ違い困難箇所の解消など地域の課題やニーズに的確に対応する道路整備を推進します。

また、車と歩行者等が安全・安心で快適に利用できるよう歩道整備等の交通安全対策を推進します。

(2) 整備方法

【整備手法】

- ① 道路構造令に基づく改築（抜本的な整備）
- ② 視距改良、待避所設置等の部分的な改良（柔軟な対応）
- ③ 道路防災対策工事
- ④ 橋梁耐震対策工事

【事業種別】

- ① 道路改築事業（地域高規格道路）
地域高規格道路など特に規模が大きな事業を対象とした個別補助事業
- ② 社会資本整備総合交付金事業
成長力強化や地域活性化等につながる事業を対象とした交付金事業
- ③ 防災・安全交付金事業
命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金事業
- ④ 地方道路整備（改築）事業、県単道路改築事業
道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な事業を対象とした県単独事業
- ⑤ 県単災害防除施設事業
土砂崩落、落石等が予想される危険箇所の法面对策を対象とした県単独事業

(3) 平成 27 年度の実組結果

① 道路改築事業（地域高規格道路）

- ・ 国道 477 号四日市湯の山道路（四日市市～菰野町）の平成 30 年度の新名神高速道路開通と合わせた事業推進 等

② 社会資本整備総合交付金事業

- ・ 県道一志美杉線矢頭峠バイパス（津市）の全線開通
- ・ 国道 260 号木谷バイパス（志摩市～南伊勢町）の全線開通
- ・ 国道 368 号大内拡幅（伊賀市）の一部約 1.6km 区間の 4 車線化 等

③ 防災・安全交付金事業

- ・ 国道 260 号木谷拡幅（南伊勢町）の全線開通
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁 17 橋の耐震化
- ・ 法面対策 9 箇所の完成 等

④ 地方道路整備（改築）事業、県単道路改築事業

- ・ 県道横輪南勢線（伊勢市）など 5 路線の柔軟な整備の完成 等

⑤ 県単災害防除施設事業

- ・ 法面対策 3 箇所の完成 等

(4) 平成 28 年度の実組内容

① 道路改築事業（地域高規格道路）

- ・ 国道 477 号四日市湯の山道路（四日市市～菰野町）の更なる事業推進
- ・ 国道 167 号磯部バイパス（志摩市）の用地買収の推進 等

② 社会資本整備総合交付金事業

- ・ 県道平野亀山線（鈴鹿市）、県道桑名大安線（東員町）等の平成 28 年度内の完成
- ・ 国道 167 号鶉方磯部バイパス（志摩市）の平成 29 年度供用に向けた整備推進 等

③ 防災・安全交付金事業

- ・ 国道 422 号八知山拡幅（大台町）等の平成 28 年度内の完成
- ・ 国道 260 号南島バイパス（南伊勢町）の部分完成
- ・ 国道 422 号三田坂バイパス（伊賀市）の平成 29 年度供用に向けた整備推進
- ・ 緊急輸送道路上および地域の孤立化の解消に資する路線の橋梁耐震化や法面対策の推進 等

④ 地方道路整備（改築）事業、県単道路改築事業

- ・ 県道水郷公園線（湾岸長島 IC）（桑名市）の完成供用 等

⑤ 県単災害防除施設事業

- ・ 法面対策 12 箇所の推進 等

県管理道路の整備にかかる主な重点配分対象事業 (H28. 4~)

【社会資本整備総合交付金】

○ストック効果を高めるアクセス道路

- ・港湾・空港・IC等の整備と連携して行われるアクセス道路整備事業
- ・工業団地の造成など民間投資と連携して行われるアクセス道路整備事業
特に、アクセス道路の供用時期について他事業と連携し、早期の効果発現が見込める事業に重点配分

【防災・安全交付金】

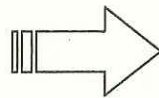
○通学路等の生活空間における安全・安心の確保

- 特に、点検等を継続的に実施している地方公共団体が行う対策に重点配分

国道 260 号木谷工区 (木谷拡幅・木谷バイパス) (志摩市~南伊勢町)

平成 28 年 3 月 30 日供用開始

整備前



整備後



【事業効果】

- ・道路幅員狭小が改良され車両が対向可能となり、安全で円滑な通行が確保された
- ・通行できなかったスクールバスが通行可能に
スクールバス通学時間
南勢中学校 約 30 分 → 約 20 分、 南勢小学校 約 26 分 → 約 16 分

県道横輪南勢線 (第 1 期) (伊勢市)



【事業効果 (柔軟な整備)】

中山間部の道路幅員が狭小で見通しが不良な箇所において、待避所設置や視距改良により、安全性が向上するとともに、バス運行の定時性が確保でき利便性が向上

2 交通安全事業

(1) 通学路交通安全プログラムの概要

通学路の安全対策は、「通学路交通安全プログラム（以下「プログラム」という。）」に基づき、危険箇所位置付けられた箇所の対策を重点的に進めるとともに、PDCAサイクルを繰り返すことで、効果的な対策となるよう取り組みます。

① 経緯

- ・ 通学路における痛ましい交通事故が全国で相次いだことを受け、これまでに道路管理者、警察、教育委員会及び学校等が連携し、緊急合同点検の取組を進め対策を実施してきました。
- ・ しかしながら、未だに通学路における交通事故が多く発生していることから、着実かつ効果的な交通安全対策を推進するため、平成 25 年 12 月に国土交通省、文部科学省及び警察庁から、プログラム策定にかかる通知がありました。
- ・ 県は、平成 26 年 9 月に、プログラムの策定にかかる市町向け説明会を道路管理者、教育委員会、警察の 3 者合同で行い、これを受け、各市町においてプログラム策定に向けて取組が進められました。
- ・ 平成 27 年度末までに、県内全ての市町においてプログラムの策定を完了しています。

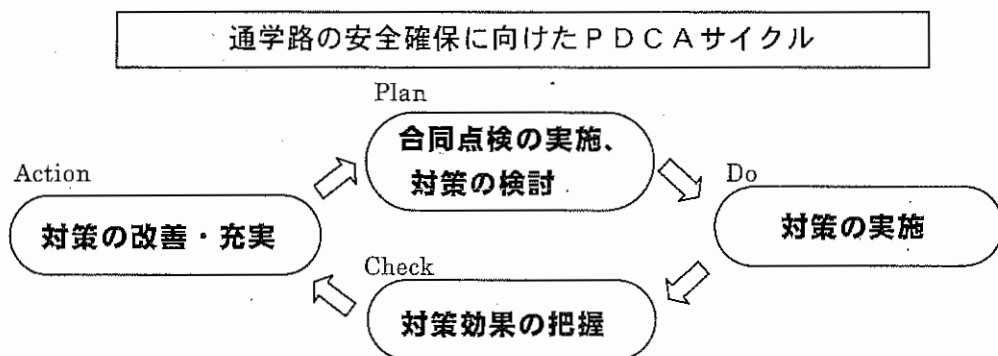
② プログラムの概要

<推進体制の構築>

- ・ 各市町ごとに、教育委員会、学校、P T A、道路管理者、警察等で構成される「通学路安全推進会議」を設置しています。

<取組方針>

- ・ 定期的な合同点検を継続し、対策実施後の効果把握、対策の改善や充実を行っていきます。
- ・ これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施していきます。



<対策箇所図、対策一覧表の公表>

- ・ 合同点検において抽出した対策必要箇所について、関係者が認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表の公表等を必要に応じて行っていきます。

(2) 平成 28 年度以降の主な取組内容

- ・ プログラムに基づく取組の一環として、「通学路安全推進会議」に参画し、合同点検、効果の把握を行うとともに、県道路管理者として、プログラムに位置付けられた対策を進めます。
- ・ 平成 28 年度のプログラムに基づく事業では、県道亀山停車場石水溪線等 18 箇所において、交付金を活用し歩道整備等の対策を実施します。
- ・ 交通安全対策については、国の交付金を活用した事業や県単独事業により取り組んでいますが、より重点的かつ継続的に推進していくためには、積極的に交付金を活用し事業を実施していく必要があります。
- ・ 交付金事業で重点配分の対象となるためには、今後、「通学路安全推進会議」において、対策の改善・充実を図り、PDCAサイクルを繰り返して実施していく必要があります。これらが確実に実施できるよう、関係者と連携・協議を行い、さらなる通学路の安全確保を図っていきます。

交通安全対策事業にかかる主な重点配分対象事業 (H27. 4~)

【防災・安全交付金】

○通学路の合同点検等に基づく交通安全対策 (特化計画)

「通学路交通安全プログラム」に基づく効果的な対策に対しては、防災・安全交付金により重点的に配分

Plan : 合同点検実施状況 (亀山西小学校区 : 亀山市)



通学路安全推進会議による合同点検 (平成 27 年実施)

Do : 通学路交通安全プログラム対策の実施 (下御糸小学校区 : 明和町)

整備前



歩道がなく歩行者にとって危険な状態

整備後



歩行者と車両を明確に分離し安全を確保

海岸堤防の整備について

1 海岸堤防の整備方針

県民の皆さんの生命・財産を守る海岸堤防に求められる対策には、高潮対策・侵食対策、地震対策、津波対策があります。

これらの優先度を判断する視点としては、

- ・浸水想定区域や防護人口などの背後地の状況
- ・想定される高潮や津波などの状況
- ・堤防高など施設の状況

があり、視点の重要度は地域によって異なることから、以下のような整備方針としています。

事業実施にあたっては、優先する対策とともに、必要な対策を一体的に実施します。

整備方針

区間	優先する対策
① 高松地区海岸（四日市市）以北	地震対策
② 富田地区海岸（四日市市）～浜田地区海岸（明和町）	高潮対策・侵食対策
③ 大淀地区海岸（明和町）以南	津波対策

2 高潮対策・侵食対策

高潮・侵食対策としては、高潮や高波による越波を堤防の嵩上げや離岸堤の設置などにより防止する対策に取り組みます。

対策は、越波による浸水の可能性が高い地区から行うこととしており、本年度から5年間で、他の対策と併せて行う海岸も含め表-1の「高潮対策・侵食対策」欄に示す19地区海岸において延長約2,500メートルを整備します。

3 地震対策

地震対策としては、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する対策に主として取り組みます。

対策は、液状化の可能性が高い地区から行うこととしており、本年度から5年間で、他の対策と併せて行う海岸も含め表-1の「地震対策」欄に示す8地区海岸において延長約1,100メートルを整備します。

4 津波対策 【海岸堤防強靱化対策】

津波対策としては、堤防天端^{てんぱ}や裏法^{うらのり}などをコンクリートで被覆することにより津波が堤防を乗り越えた場合でも堤防を崩壊しにくくする対策に主として取り組みます。また、1メートル以下の嵩上げだけで津波の進入を防ぐことができる場合には、嵩上に取り組みます。

対策は、背後地に人口や資産が集積しており避難が困難な海岸で、耐震機能を有する海岸又は早期に有する海岸から行うこととしており、本年度から5年間で、他の対策と併せて行う海岸も含め、表-1の「津波対策」欄に示す14地区海岸において延長約2,500メートルを整備します。

表-1

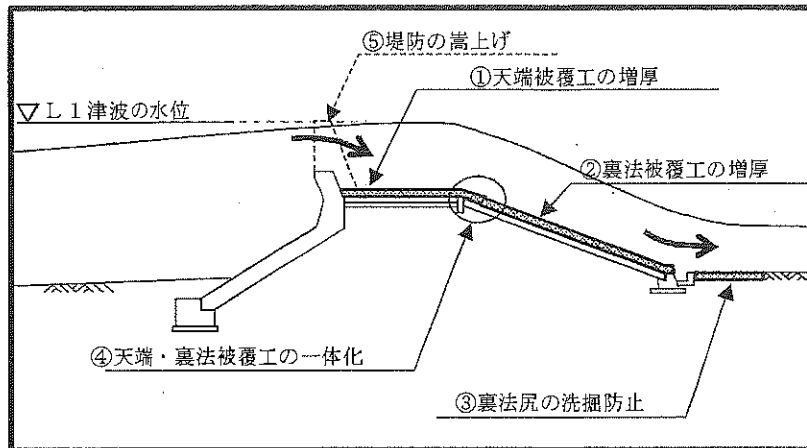
区間	地区海岸名	所在地	高潮対策 ・侵食対策	地震対策	津波対策
①	長島地区海岸	桑名市	○	◎	
	城南第1地区海岸	桑名市	○	◎	
	川越地区海岸 川越南	川越町	○	◎	
②	磯津地区海岸	四日市市	◎		
	千代崎港海岸 山中	鈴鹿市	◎		
	千代崎港海岸 原永	鈴鹿市	◎		
	千里地区海岸	津市	◎	○	
	上野地区海岸	津市	◎	○	
	白塚地区海岸	津市	◎		
③	宇治山田港海岸 二見	伊勢市	○		◎
	鳥羽港海岸 岩崎	鳥羽市	○		◎
	鳥羽港海岸 安楽島	鳥羽市	○		◎
	的矢港海岸 的矢	志摩市	○	○	◎
	国府地区海岸	志摩市			◎
	鵜方浦地区海岸	志摩市		○	◎
	南張地区海岸	志摩市	○	○	◎
	五ヶ所港海岸 下津浦	南伊勢町			◎
	相賀浦地区海岸 相賀浦東	南伊勢町	○		◎
	長島港海岸 西長島	紀北町			◎
	長島港海岸 中ノ島	紀北町	○		◎
	有馬地区海岸	熊野市	○		◎
	阿田和地区海岸	御浜町	○		◎
	井田地区海岸 井田北※	紀宝町	◎		
鵜殿港海岸 鵜殿	紀宝町			◎	
	地区海岸数		19地区	8地区	14地区

◎主として行う対策

○他の対策と合わせて行う対策

※井田地区海岸は津波対策は不要ですが、侵食が特に著しく背後の人口や資産、平行する国道42号を防護するため侵食対策を実施しています。

【参考】 海岸堤防強靱化対策工法



主な対策工法	目的
①天端被覆工の増厚 <small>てんぱひふくこう</small>	津波の衝撃による損壊・流失を防止
②裏法被覆工の増厚 <small>うらのりひふくこう</small>	裏法を高速で流下する津波による損壊・流出を防止
③裏法尻の洗掘防止 <small>うらのりじり</small>	津波の流下による裏法尻の洗掘を防止
④天端・裏法被覆工の一体化 <small>てんぱ うらのりひふくこう</small>	裏法を高速で流下する津波による剥離を防止
⑤堤防の嵩上げ	L1 津波の越流を防止

審議会等の審議状況（平成28年2月18日～平成28年6月2日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成28年3月23日
3 委員	会 長 朝日 幸代 委 員 村山 顕人 他18名
4 諮問事項	1 亀山都市計画道路の変更 2 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県事業認定審議会
2 開催年月日	平成28年4月25日
3 委員	会 長 小林 慶太郎 委 員 中西 正洋 他5名
4 諮問事項	伊賀市庁舎整備事業の事業認定について
5 調査審議結果	審議未了のため、継続して審議することになった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	平成28年5月20日
3 委員	会 長 浅野 聡 委 員 木村 京子 他8名
4 諮問事項	三重県景観計画等の変更について
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	